



2015年5月15日

各位

会社名 株式会社NTTドコモ  
代表者名 代表取締役社長 加藤 薫  
(コード:9437、東証第一部)  
問合せ先 総務部 株式担当  
(TEL. 03-5156-1111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日2015年5月15日(金)開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年6月18日(木)開催予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、第24条(取締役の責任免除)第2項及び第31条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものです。

なお、第24条(取締役の責任免除)第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

具体的な変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第24条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第31条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 日程 (予定)

- (1) 定款変更のための株主総会開催日：2015年6月18日(木)
- (2) 定款変更の効力発生日：2015年6月18日(木)

以 上